名谷駅前広場社会実験利用規約

【目的】

名谷駅前広場は様々な活用を通じてまちの活性化に寄与する場とすることを目標としており、広く利用を促すため、今後の運用を見据えた規約等を整理する社会実験として、一時的に名谷駅前広場を開放する。また、広場利用者が安心して広場を利用できるように、本紙のとおり利用規約を制定する。

【利用できる団体】

責任を持ち、自らのアイデアを実施できる、申請者が15歳以上の団体であること。

※18 歳未満の申請者は18 歳以上の方の同意書の提出が必要

【利用の範囲】

詳細ルール(名谷駅前広場図)に定める範囲

【利用時間】

午前10時~午後9時

・但し、管理者が必要あると判断した場合は、上記時間に関わらず、利用を認める場合がある。

【利用できる設備】

電源:一般100Vコンセント3ケ×2箇所(容量1000VA)

【利用料金】

利用面積、利用時間、利用団体に応じ、算出した額を、利用日の7日前までに支払うこと。

MINION TO BE TO BE TO STATE OF THE PERSON TH		
1 ブロック (2.9m角)	面積	1時間当たりの料金(税込)
30 枚分以下	約 250 ㎡まで	¥ 220-
60 枚分以下	約 500 ㎡まで	¥ 420-
120 枚分以下	約 1,000 ㎡まで	¥ 820-
全面		¥ 2,620-

- ・準備及び撤収の時間も利用料が発生する。
- ・ただし、下記利用の場合は、利用料が免除となる。
 - 1.神戸市民、神戸市内の地域団体(学校(小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園*)、保育所・認定こども園を含む ※専修学校、各種学校は含まない)による地域の活性化に資する非営利事業
 - 2.国または地方公共団体が実施する活動
 - 3.公益上、特に必要と認めた団体(国または地方公共団体が協力している事業に限る)が実施する活動
- ・また、下記の団体が利用する場合は、利用料を2分の1に減免する。
 - 1.名谷エリアの地域団体(団体の代表者の所在地で判断する。)
 - 2.須磨パティオエリア事業者
 - 3.国または地方公共団体の外郭団体

4.学校及び保育所

【申込方法】

利用日の 14 日前までに、別紙「名谷駅前広場利用申請書」及び「広場図面」を須磨パティオ 1 番館 3 階の須磨パティオ事業部に提出、もしくは下記 E-mail または FAX にて提出

E-mail アドレス: patio@kfcc.co.jp FAX: 078-791-7730

【その他】

本規約のほか、名谷駅前広場社会実験詳細ルールを遵守すること。本規約は利用状況を踏まえ、随時見直す。

2024年9月2日 改正 株式会社こうべ未来都市機構